

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第二項第三号の申請等を定める省令（案）参照条文

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次条第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。

イ（略）

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条第六号（定義）に規定する申請等をいう。八からへまで及び次条において同じ。）又は処分通知等（情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。八からへまで及び次条において同じ。）であつて政令で定めるものに関する業務

ハト（略）

三（略）

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（略）

2 法第二条第二号ロに規定する政令で定める申請等は、次に掲げる申請等であつて船舶に係るものとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十六条第一項又は第二項（乗員上陸の許可）の規定による許可の申請

二 出入国管理及び難民認定法第五十七条第一項、第二項、第四項又は第五項（報告の義務）の規定による報告（同項の規定による報告については、乗員上陸の許可を受けた者に係るものに限る。）

三 出入国管理及び難民認定法第六十九条（省令への委任）の規定に基づく法務省令の規定による申請等であつて法務省令・財務省令で定めるもの

37（略）

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（協力の義務）

第五十六条 本邦に入る船舶等の長及びその船舶等を運航する運送業者は、入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

（省令への委任）

第六十九条 第二章からこの章までの規定の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。
第五十六条は第六章に、第六十九条は第八章に規定。

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）

（船舶等の長等の協力義務）

第五十一条 本邦に入る船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、法第五十六条の規定により、次の各号に定めることについて入国審査官の行う審査その他の職務の遂行に協力しなければならない。

一 船舶にあつては到着する二十四時間前までに、航空機にあつては到着する九十分前までに、適当な方法で、到着を予定している出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻、外国人の乗客及び乗員の数、停泊予定時間その他必要と認められる事項を通報すること。

二 船舶にあつては到着の時から二十四時間以内に、航空機にあつては到着後直ちに、到着した出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の到着時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。

三 船舶等が出入国港から出発しようとするときは、あらかじめその出入国港の入国審査官に対し、当該船舶等の出発時刻その他必要と認められる事項を届け出ること。

四 六（略）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五（略）

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

八～十（略）